

業 務 説 明 資 料

1 件名

横浜市市庁舎植栽育成業務委託

2 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（令和5年度）

※当該業務は令和5年度から令和7年度の予定です。令和5年度の業務に特段の支障がない場合は令和6年度の業務を本プロポーザルの受託者に随意契約する予定です。令和7年度においても同様とします。

3 履行場所

横浜市市庁舎（中区本町6丁目50番地10）

4 業務目的

横浜市市庁舎の植栽は「ガーデンネックレス横浜」の都心臨海部の主要な会場であり、来庁者に気軽に立ち寄っていただける花と緑で彩られた憩いの場であると共に、市庁舎低層部の賑わいに貢献する重要な場所でもあります。

横浜市市庁舎植栽は地上部植栽、壁面緑化、屋上緑化で構成されており各エリアの特徴を十分に理解した上で優れた技術力を発揮し、育成管理を行うことが必要です。

バラや草花、芝生、樹木、壁面緑化等の生長を見据えた長期的な視野で育成管理を行い、花と緑による魅力創出の取組を進めるとともに、横浜市の顔となる美しい植栽に育成していくことを目指します。

5 本業務の特徴

横浜市市庁舎植栽はバラや一年草・多年草、球根類が多種多様に混植された植栽形態となっています。そのため、植物に対する知識と育成管理の技術がきわめて重要となります。一年草花等の植替えによる、季節ごとの演出には高いデザイン性が求められ、個々の植物が健全であるのみならず全体に美しく調和した植栽とする必要があります。

また壁面緑化、屋上緑化の管理を適正に行う必要があり、それぞれに高い専門知識と技術が求められます。

本業務において、通常の公園緑地維持業務委託と大きく異なる点、求められる点は下記の3つです。

(1) 変化するフラワーランドスケープへの対応力

各植物は生長速度が異なり、植物の生長に合わせてフラワーランドスケープも変化します。多様な組み合わせにより四季を通じて、また年を追うごとに充実したフラワーランドスケープとなることを目指します。植物の生長に合わせて適切な管理を行ない、丈夫なバラ、多年草を中心とした植栽を構成することで安定して質の高い景観を維持することを求めます。

これらの四季や年を追うごとに変化していくフラワーランドスケープに対応するために植え替える花苗の種類、色彩など、魅力的な提案を求めます。

また、市庁舎低層部の賑わいに貢献する魅力的な植栽の提案、2027年に開催を予定している国際園芸博覧会への機運醸成につながる花や緑の魅力を発信する等の取組みを求めます。

それぞれの植物の生育状況や管理方法について記録をとりレポート化することで、今後の維持

管理へ活用していくことを求めます。

<求められる対応力・知識・提案>

- ・フラワーランドスケープの変化に柔軟に対応できる対応力
- ・植替える植物材料についての知識
- ・植替え植物のデザイン提案
- ・植物の生育状況や管理方法の記録に基づいた今後の維持管理への提案

(2) 高度な技術力

今回の業務範囲に植栽されているバラは約70種、約880株、中低木、多年草と極めて多種多様であり、各種植物の特性を十分に理解して、植物の生育状況を見極めながら、時期に応じた育成作業を行わなければなりません。

健全な育成を促すのみならず、見頃の時期を見据え、全体が調和するよう各種植物の数量、大きさを調整することも必要です。これには豊富な経験に基づいた技術が必要です。

加えて、減農薬により、バラとその他の植物の混植を育成していく方針です。これらの理由により、豊富な経験や高度な技術力に基づく意欲的な提案を求めるものです。

また壁面緑化、屋上緑化の管理を適正に行う必要があり、それぞれに高い専門知識と技術が求められます。

現場責任者、作業員一人ひとりの技術力も重要ですが、上記を踏まえて全体を指導できる経験豊富な優れた技術者、各分野もしくは各班のリーダーとなる技術者等の配置または協力が不可欠と考えます。

<求められる技術・体制>

- ・多様なバラの育成技術
- ・多様な樹木、多年草の育成技術
- ・壁面緑化、屋上緑化の育成技術
- ・植栽全体を総合的に美しく育成する技術
- ・減農薬で育成する技術
- ・技術者等の配置または協力

(3) 来庁者への配慮や安全対策、工程計画と動員体制

多くの来庁者が訪れることから常に人の目を意識し安全対策、作業の質はもちろんのこと、作業マナー、言動にも十分注意することが求められます。特に下記の事項については特別の配慮が必要です。

- ・来庁者からの植栽等に関する問い合わせに適切に対応すること。
- ・薬剤散布を行う場合には来庁者に影響のない時間帯や方法をとること。
- ・壁面緑化や屋上緑化等の高所での作業では落下物等に十分注意して作業を行うこと。
- ・騒音が発生する作業は周囲への影響を意識し、実施方法や実施する時間帯に配慮すること。
- ・日常的に来庁者が訪れることから常に植栽を綺麗な状態に保ちつつ、ガーデンネックレス期間や花の見頃の時期は重点的に管理を行うこと。
- ・台風等災害対応が必要な場合には事前・事後の措置を速やかに行い来庁者の安全と植物への被害を最小限に留めること。
- ・市庁舎でのイベントの開催時等に合わせて作業工程の調整が求められた場合には柔軟に対応すること。

以上をふまえた安全対策と工程計画、動員体制が求められます。

また、各分野もしくは各班のリーダーとなる技術者等を統率する優れた経験豊富な現場責任者の配置が不可欠と考えます。

<求められる配慮・計画・体制>

- ・植栽等の問い合わせに対する対応や作業時のマナー
- ・来庁者に配慮した安全対策及び工程計画と動員体制
- ・ガーデンネックレス期間や花の見頃に合わせた動員体制
- ・台風等災害時に速やかに対応する動員体制
- ・市庁舎でのイベントの開催時等により作業工程の調整が求められた際の対応力
- ・経験豊富な現場責任者の配置

6 業務概要

(1) 横浜市市庁舎植栽概要

- ア 所在地 中区本町6丁目50番地10
- イ 敷地面積 13,142 m²
- ウ 今回業務範囲 別添図面参照

(2) 主な業務内容（詳細は参考資料による）

ア 地上部植栽

(ア) 植栽の概要

バラの多様な品種と草花や低木との混植による空間的、色彩的、時間的演出により四季の景観的变化をデザインしています。これらのバラを中心としたフラワーランドスケープは東西南北の4つのゾーンから形成し、それぞれの立地的、空間的特徴を考慮してデザインされています。植物の組み合わせは開花時期が一年を通してリレーするように計画し、テーマフラワーを設定することで四季の変化を印象づけています。

テーマフラワーは早春のチューリップ、初夏のバラ、秋のコスモス類とし、テーマフラワーが大きなボリュームで咲くように全体を構成します。

(イ) 数量関係

- ・株立バラ育成 約58種 850本程度
- ・つるバラ育成 約7種 30本程度
- ・多年草等育成 適宜
- ・芝刈育成 約380 m²
- ・植替草花 4,500株程度/回 3回以上/年
- ・球根植付 適宜
- ・除草 約600 m²/回 6回程度/年
- ・中低木刈込 約110 m² 2回程度/年
- ・樹木剪定 約60本
- ・補植 適宜
- ・その他

イ 壁面緑化

(ア) 植栽の概要

3F、4F、室外機置場（4～5F間）、8F、9Fにテイカカズラの壁面緑化が設置されています。この壁面緑化は脚立に上って外部から管理する構造となっているため、はしごの補助員を配置し、作業員は必ず安全帯を使用するなど安全に十分配慮する必要があります。また高所での作業となるため落下物についても十分に注意して作業を行うことが必要です。

また、壁面緑化の灌水は自動灌水装置により行うため、季節ごとの日射状況や風の当り方を観察しつつ、最適な灌水設定を調整することが必要です。

(イ) 数量関係

- ・壁面緑化育成 約240㎡ 剪定2回程度/年ほか
- ・床置プランター育成 約70㎡ 剪定2回程度/年ほか

ウ 屋上緑化

(ア) 植栽の概要

3F、5F、9Fに中低木及び芝生の壁面緑化が設置されています。

高所での作業となるため落下物についても十分に注意して作業を行うことが必要です。

また、屋上の灌水は自動灌水装置により行うため、季節ごとの日射状況や風の当り方を観察しつつ、最適な灌水設定を調整することが必要です。

(イ) 数量関係

- ・中低木刈込 約70㎡ 2回程度/年
- ・除草 約50㎡/回 3回程度/年
- ・芝刈育成 約180㎡
- ・樹木剪定 約40本

7 成果品

(1) 本業務完了時の提出資料として、下記のとおり報告書を特記仕様書及び公園緑地等維持業務共通仕様書に基づき、履行期限までに納入すること。

- ・季節変化に応じた全体デザイン案に関する資料
- ・長期的視点（3年程度）でみた植栽の育成計画案に関する資料
- ・現場作業の記録及び技術的内容に関する資料
- ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理で提出する資料
- ・その他監督員との協議により必要と求めたもの

(2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。

8 その他

(1) フラワーランドスケープの専門家による監修を6か月に1回程度受けながら業務を進めること。

(2) 業務の履行にあたっては季節変化に応じた各対象地の全体デザイン案の資料を作成し、担当職員と協議を行いながら進めること。

(3) 各対象地において目標の景観像を設定し、長期的視点（3年程度）でみた植栽の育成計画案を作成したうえで業務を進めること。

(4) 本対象地の施設管理者は横浜市総務局となるため、本業務の履行にあたっては各施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。

(5) 使用する花苗については、別紙花苗リスト表から選択すること。花苗リスト表に記載されていない品種の使用を希望する場合は、監督員と協議すること。

(6) 業務上知り得た情報及び成果物について、委託者の了承を得ずにこれを使用、第三者への提供又は公表をしてはならない。

(7) この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については、両者協議の上、監督員の指示に従うこと。

(8) 4か月に一回程度、横浜市が定めた「花壇等評価表」を用いて、現場の仕上がり具合と今後の改善内容を確認すること。

(9) 6か月に1回程度、横浜市が定めた「提案内容実施評価表」を用いて、提案書の内容の達成

度を確認すること。

- (10) 受託者の責により、植えられている植物等を損ねた場合、受託者の負担により補償を行うこと。作業は下記の工程表及び作業予定数量表を目安に、事前に本市担当者と十分協議の上で行い、不要な作業は行わないこと。
- (11) 作業前に灌水装置の確認及びチューブ劣化状況の確認を行い、不具合を発券した場合は委託者に都度報告すること。また、作業後においても同様の確認を行い、不具合を発見した場合は報告すること。

なお、灌水装置及びチューブの破損復旧については、委託者の指示に従い、受託者にて復旧作業を行うこと。この作業は受託者の責によらないケースもありうるため、事前に本市担当者と十分協議すること。